

産前産後期間相当分（4か月分）の 国民健康保険料が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 出産する予定の被保険者及び令和6年2月1日以降に出産した被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。

減額対象期間

- 出産予定日（又は出産日）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月までの期間


	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

減額方法

- 対象となる方について算定したその年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、減額対象期間のうち、その年度に属する月分を減額します。
- 保険料の年額から減額しますので、減額対象期間の保険料が0円になるとはかぎりません。
- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など
- ③ マイナンバーが分かるもの（届出書に世帯主と出産予定者のマイナンバーをご記入いただきます。）
- ④ 出産後に届け出る場合は、出産した方と生まれた子どもとの親子関係を明らかにする書類
- ⑤ 来庁する方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証、在留カード等）

届出先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区 生活支援部 医療保険課 資格賦課係

TEL 03-3647-8520

03-3647-3167

区ホームページは
こちらから



- 区ホームページ（<https://www.city.koto.lg.jp>）にも案内を掲載しています。
「江東区 国民健康保険 産前産後」で検索してください。
- 郵送で手続きをする場合は、届出書と、母子健康手帳の分娩予定日や出産予定者の氏名が記載されたページのコピーを送付してください。出産後に届出を行うときは、出産した方と生まれた子どもとの親子関係を明らかにする書類のコピーも、同封してください。
- 区ホームページからの出力が難しい場合は、ご連絡いただければ書類をお送りします。